知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定

知床世界自然遺産地域連絡会議(以下、「地域連絡会議」という。)において、知床世界自然遺産地域における保全管理を広く広報するとともに、保全管理活動や普及啓発活動を適正かつ効果的に推進するために作成した「知床世界自然遺産」シンボルマーク(以下、「シンボルマーク」という。)の適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり基準を定める。

(シンボルマークの使用)

第1条 シンボルマークは、この運用規定に基づき、使用を希望する者が、地域連絡会議知床 世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会(以下、「管理運営部会」という。)に対し申請を 行う。

(申請者)

- 第2条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。
 - (1) 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- (2) 知床世界自然遺産の環境保全等を行っている企業、団体等
- (3) 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において 生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供さ れるサービス等を販売する者
- (4) 知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者
- (5) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

(使用媒体)

- 第3条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。
- (1) 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- (2)農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- (3) ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- (4) 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

(使用期限)

第4条 シンボルマークの使用許諾期間は5年とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、 再度申請しなければならない。

(不許諾基準)

- 第5条 管理運営部会は次のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を認めてはならない。
- (1) 知床世界自然遺産のイメージや信用および価値を害すると認められる場合

- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 当該商品等の生産過程において、自然環境等に多大な負荷を与えていると判断される場合
- (6) 知床世界遺産に関する法令又はこの要領に反すると認められる場合

(申請書の提出)

第6条 シンボルマークの使用を希望する者は、使用申請書(別紙1参照)を事務局である北海道環境生活部に提出するものとする。なお、申請に際しては、使用デザイン案及び企業等の事業内容がわかる資料を併せて添付することとする。ただし、地域連絡会議の構成員が非営利目的で使用する場合、申請は不要とする。また、新聞社等の報道機関が報道目的において使用する場合は申請不要とするが、後日使用状況等が分かる資料を管理運営部会まで送付すること。

(使用許諾書の発行)

第7条 北海道環境生活部は、前条の申請があった場合には、使用申請審査票(別紙2参照) に基づいてシンボルマークの使用の可否を判断し、使用を許諾する場合には使用許諾書(別紙3参照)を発行する。

(デザイン)

第8条 シンボルマークの使用は、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分 留意し、CIシート(別紙4参照)を遵守することとする。シンボルマークを加工した別個のマ ークデザインの使用は認めない。

(他のマークとの併記)

第9条 第2条(3)に該当する者がシンボルマークを使用する場合、シンボルマークと両町 の独自の認証マークを併記することができる。

(メッセージの付記)

- 第10条 シンボルマークを使用する者は、その使用目的等に応じて、シンボルマークと併せて次の表示をすること。
- (1) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等

「私たちは知床世界自然遺産の保全に貢献しています」等

(2) 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において 生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサ ービス等を販売する者

「この商品は世界自然遺産・知床で生産、製造されています」

「私たちは世界自然遺産・知床で活動しています」等

(3)シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者およびステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合

「私たちは知床世界自然遺産の保全に取り組んでいます」等

(改善の指示)

第11条 管理運営部会は、シンボルマークの使用許諾後にあっても、使用に不具合が生じた場合には改善を指示できるものとする。

(許諾の取り消し)

第12条 前条の改善指示に従わない場合には、シンボルマークの使用許諾を取り消すことができるものとする。

(問題への対処)

第13条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合にも、地域連絡会議及び管理 運営部会は一切の責任を負わない。また、問題が発生した場合には速やかに管理運営部会に報 告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(運用規定の履行)

第14条 シンボルマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの運用規定を履行しなければならない。

(その他)

第15条 この運用規定に定めのない事項及びこの運用規定に関し疑義が生じたときは、管理 運営部会とシンボルマークを使用する者とが協議して定める。

平成 23 年 3 月 18 日 一部改定 令和 2 年 12 月 21 日 一部改定